

令和5年度用 開隆堂出版 実践 情報Ⅰ（情Ⅰ707）の訂正内容

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	49	2-5 表	著作権 複製権[●] 上演権・演奏権 上映権 公衆送信権[●] 口述権 <u>展示権</u> 頒布権[●] 譲渡権 <u>貸与権</u>[●]	著作権 複製権[●] 上演権・演奏権 上映権 公衆送信権[●] 口述権 <u>展示権</u> 頒布権[●] 譲渡権 <u>貸与権</u>[●]
2	134	3 図 4 図	3 図 企業におけるデジタル化の影響 4 図	1 図 企業におけるデジタル化の影響 2 図
3	164	右列 26	<u>次項の規定により</u>	<u>次項若しくは第4項の規定により</u>
4	164	右列 34-37	は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、 又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送 対象地域において受信されることを目的として自動公衆 送信を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の	は有線放送番組において放送し、 <u>有線放送し、地域限定 特定入力型自動公衆送信</u> を行い、及び当該放送番組用又 は有線放送番組用の

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
5	165	左列 4-21	及び授業を受ける者は、その授業の過程における<u>使用</u>に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。	及び授業を受ける者は、その授業の過程における<u>利用</u>に供することを目的とする場合には、<u>その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することが</u>できる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、<u>相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</u> 3 前項の規定は、公表された著作物について、<u>第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。</u>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
6	166	左列 35-38 右列 1-8	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (目的) 第一条 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。	デジタル社会形成基本法 (目的) 第一条 この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。
7	166	右列 19-20	るようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。	るようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。